# 令和三年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令 （令和二年総務省・財務省令第一号）

地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする公庫債権金利変動準備金の金額は、令和三年度においては二千四百億円と、令和四年度においては二千五百億円と、令和五年度においては五百億円と、令和六年度においては三百億円とする。

# 附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

# 附　則（令和三年三月三一日総務省・財務省令第一号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。